

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法曹養成と学術法制分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>法曹養成制度は、近時、法科大学院課程に在学する一定の者に司法試験受験資格を付与する、および、法科大学院教育と円滑な連携・接続を図るための課程を法学部に創設する等の重大な制度改革がなされた。これにより、法科大学院教育、これに連動する法学部教育と法学系研究者教育の位置づけは変容し、早急に対応しなければならない課題が生じることは確実である。そして、このような法曹養成をめぐる法学教育の改革は、大学における教養教育と専門知のあり方との関係とも連動し、大学改革と法学教育改革とは、人文・社会科学を含む学術の振興に関わる学術法制の側面と結合させて検討されるべきである。</p> <p>これらの課題を総合的に検討するために、本分科会を設置する。審議結果については、公開シンポジウム及び提言の形で公表することをめざす。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法曹養成における法学部教育と法科大学院教育</li> <li>2 法学系研究者養成</li> <li>3 人文・社会科学を含む学術の振興における法学の役割</li> <li>4 上記の課題に関する学術法制のあり方</li> </ol>
5	設置期間	令和2年11月26日～令和5年9月30日
6	備考	※新規設置